

## 検針サイクルによる水道料金の消費税について

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
検針サイクル ならびに 適用消費税率		検針日 ↓		検針日 ↓		検針日 ↓	
	旧税率（8%）		旧税率（8%）		新税率（10%）		新
	10月請求分(8月・9月分)		12月請求分(10月・11月分)		2月請求分(12月・1月分)		
	← 経過措置期間 →						

※令和元年10月1日以降から水道をご利用される場合は、新税率10%を適用いたします。

また、経過措置として、令和元年10月1日時点で継続利用中の方は、前回検針終了日（9月下旬予定）から次回検針終了日（11月下旬予定）が2か月を超えない範囲で料金が確定されるものは、税率8%を適用し、11月検針終了後からの使用料金は、新税率10%を適用します。